

議事日程(第3号)

平成29年12月12日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第67号 | 宮崎県自治会館管理組合の解散について |
| 日程第2 | 議案第68号 | 宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分について |
| 日程第3 | 議案第69号 | 宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第70号 | 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について |
| 日程第5 | 議案第71号 | 町道認定路線の変更について |
| 日程第6 | 議案第72号 | 高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の廃止について |
| 日程第7 | 議案第73号 | 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第74号 | 高鍋町課設置条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第75号 | 高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第76号 | 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について |
| 日程第11 | 発議第4号 | 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第77号 | 平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第8号) |
| 日程第13 | 議案第78号 | 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第79号 | 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第5号) |
| 日程第15 | 議案第80号 | 平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号) |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第67号 | 宮崎県自治会館管理組合の解散について |
| 日程第2 | 議案第68号 | 宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分について |
| 日程第3 | 議案第69号 | 宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第70号 | 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について |
| 日程第5 | 議案第71号 | 町道認定路線の変更について |
| 日程第6 | 議案第72号 | 高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の廃止について |
| 日程第7 | 議案第73号 | 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する |

る条例の一部改正について

- 日程第8 議案第74号 高鍋町課設置条例の一部改正について
日程第9 議案第75号 高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について
日程第10 議案第76号 高鍋町敬老祝金条例の一部改正について
日程第11 発議第4号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第77号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）
日程第13 議案第78号 平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第79号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第5号）
日程第15 議案第80号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）

出席議員（16名）

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君
8番 緒方 直樹君	10番 柏木 忠典君
11番 後藤 正弘君	12番 中村 末子君
13番 黒木 博行君	14番 黒木 正建君
15番 春成 勇君	16番 八代 輝幸君
17番 青木 善明君	18番 永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	黒木 敏之君	副町長 ……………	児玉 洋一君
教育長 ……………	島埜内 遵君	教育委員長 ……………	黒木 知文君
農業委員会会長 ……………	坂本 弘志君	代表監査委員 ……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			河野 辰己君
政策推進課長 ……………	三嶋 俊宏君	建設管理課長 ……………	恵利 弘一君
農業委員会事務局長 ……	鳥井 和昭君	産業振興課長 ……………	渡部 忠士君

会計管理者兼会計課長	…	横山 英二君	町民生活課長	……………	山下 美穂君
健康保険課長	……………	徳永 恵子君	福祉課長	……………	中里 祐二君
税務課長	……………	杉 英樹君	上下水道課長	……………	吉田 聖彦君
教育総務課長	……………	野中 康弘君	社会教育課長	……………	稲井 義人君

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第67号

日程第2. 議案第68号

日程第3. 議案第69号

日程第4. 議案第70号

日程第6. 議案第71号

日程第6. 議案第72号

日程第7. 議案第73号

日程第8. 議案第74号

日程第9. 議案第75号

日程第10. 議案第76号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第67号宮崎県自治会館管理組合の解散についてから、日程第10、議案第76号高鍋町敬老祝金条例の一部改正についてまで、以上10件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第67号宮崎県自治会館管理組合の解散について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第68号宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産の処分について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第69号宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更、組織する地方公共団体の数の増加及び規約の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 高鍋町にとって何かメリット、デメリットというのはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） お答えいたします。このたびの統廃合につきまして、現在、県内の市町村が共同処理を行っております一部事務組合における事務局体制の合理化、事務処理の効率化が目的でありまして、本町へのメリット、デメリットに直接関係するものではないというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 運営人数に関してはどうなっていくのでしょうか。また、今までいろんな形で自治会館を利用してきた部分がありますが、利用するに当たっては今までと相違ないのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。だから、運営人数に関してお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 運営人数についてでございますが、職員数、利用形態、いずれも現体制と相違ないというふうに伺っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第70号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 指定管理することによるメリットは何か。数字をもって明確な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 指定管理によるメリットでございますが、持田地区高齢者福祉センターは、指定管理による運営のもと、年間5,000人程度の方に御利用をいただいております。指定管理者である高鍋町持田地域まちづくり協議会の独自の集客活動や利用者の方への対応などが評価されていると聞いております。柔軟で独自性のある運営ができていることがメリットというふうに考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第71号町道認定路線の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） キヤノン進出によるものであるとの説明がなされましたけれども、地域の方々からすると、できればほかの路線も農道ではなく町道にと思われているのではと考えますが、地域の要望はなかったのでしょうか。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） お答えいたします。

雲雀山、上永谷、水谷原の関係します地区の道路につきましては、一部里道がございますが、ほとんどが町道となっております。また、地域からの要望としては、通称神祭野坂の改良の要望が強く出されており、その部分の改良に向けた設計委託費の補正予算を今議会に上程させていただいております。

以上でございます。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第72号高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する条例の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第73号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 報酬基準は、どこに置かれたのか。また、月額となると、これまでの農業委員報酬予算より増額となるのかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鳥井 和昭君） お答えいたします。

報酬につきましては、高鍋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員への農地利用最適化交付金の支給に関する規則を基準としております。農業委員報酬予算につきましては、増額となりますが、農地利用最適化交付金は、活動実績及び成果実績により算定されますことから、今後、必ずしも報酬が増額されるとは限らず、実績が基準を満たさない場合は、報酬が支払われないこともございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） だから、その実績に応じた向こうからいただけるもの、交付金です、それが実績に満たなかった場合、高鍋町の持ち出しになるんじゃないかなというふうに、ちょっと私思った。私が誤解かもしれませんが、そういうふうに思ったところで、私、きのうの一般質問でも申し上げましたとおり、やっぱり農業委員会の活動というのは、もっときちっとしたものにしていく必要があるんじゃないかと。

だから、こうやって報酬基準を定めて、しっかりと皆さんにお応えすることは、悪くはないと思うんですが、問題はやはりその月額に応じた働きを、しっかりと町民の皆さんが見てくださるのではないかというふうに思うんです。その働き、町民の皆さんは、ほとん

どがやはりその報酬以上の働きを望んでいらっしゃるということ。

私も議会議員ですので、議会議員の報酬に照らして、やはりちゃんと私がじっとしてるとお叱りも受けますし、そういうことも含めて町民の皆さんの目線というのがそこに集中すると思いますので、そのところを説明するときにはどうなのかということ。

だから、月額となると、これまでの農業委員さんの報酬予算よりどうなるのか。今までの交付金とあわせてどうなるのかということを確認に御答弁願えたらと思います。

まだ実績が出ておりませんので、確かに予測することは不可能だろうと思いますが、過去の実績に応じて、大体これぐらいになるだろうという予測はしておられるのではないかとこのように思うんです。その予測に基づいて、今回の報酬基準というのは決めてこられたと、私はそういうふうに判断をしますので、どうなるのか、そのところはお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鳥井 和昭君） 月額につきましては、会長7万円、副会長5万2,000円、委員、推進委員、5万円ということで、今までと変わらないところでございます。

この最適化交付金につきましては、交付された金額、成果実績、こちらのほうにつきましては、委員がどのような活動をしたか、農地の集積、あと耕作放棄地の解消、担い手の育成、そういう活動をした場合に払われるのが活動実績でございます。

成果実績は、耕作放棄地の解消をどの程度やったかと集積をどの程度やったかということで、交付額が決定いたしまして、2月に交付額が決定いたしますので、3月に交付決定が来て、国から、県から交付が来た場合に、一括して、年額として支払うことということになっております。

活動につきましては、毎月活動報告書を提出していただいておりますので、その活動報告に基づいて判断し、また活動の悪い農業委員さんのほうには指導なりもっと頑張ってくださいというような助言をしていきたいと考えているところでございます。

集積、耕作放棄地の解消につきましても、農地パトロールの強化によりまして、解消、集積を進めていきたいと考えております。

予算につきましては、農業委員が去年が前回の制度で13名でした。新制度に移りまして14名になりました。1名分につきましては、最適化交付金が充てられるということで、年額にしますと60万円。60万円につきましては、最適化交付金が農業委員の月額報酬に充てられるということになります。残りの部分につきましては、農業委員、最適化推進委員のほうに支給するという形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第74号高鍋町課設置条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） この課設置条例、これはただ単に、課設置条例が変更となるために、担当する部署が変更になるだけではないかなというふうに思うんですが、それ以外に何か目的があるのかどうか、提案理由を聞いても少しわかりませんので、詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えいたします。

提案理由でも申し上げましたが、国内外の経済状況のもと、時代は急激に変化しております。少子高齢化、人口減少がさらに進み、本格的な超高齢化社会を迎えることから、地方創生、地域の活性化は喫緊の課題であると認識しております。

組織の機構というものは、生き物であり、常にその時代の状況を的確に捉え、変革し、変遷しながら、そのときそのときでの最善の体制で、政策に挑まなければならないものと考えております。

また、組織の構成につきましては、行政の執行権を担うそのときの町長の政策、マニフェスト、考え方にも大きく影響するものと考えております。そのために改革をするものでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 当然、それは町長のこの機構改革については、町長の責任で、また町長の思いで改革されるわけですから、別段それに異議を申し立てているわけではございません。

だけど今、キャノンの問題とか、企業誘致の問題とか、なかなかふるさと納税の問題でも、今非常に混乱しているわけではないんですが、政策推進課などに仕事が集中している状況というのも今あるから、機構改革を行いたいということは、十分理解はできるんです。

ただし、今の時期に、こういうふうにやっちゃって、例えばふるさと納税についても3割に持っていくとか、いろんな状況が生まれてきている中で、今機構改革をすることが、本当にいいのかどうかということの一つ考えたんです。

実は私、以前、平成21年ですか、大幅な機構改革があったときに質疑をしているんですけども、できれば町長が先ほど答弁されましたけれども、私は宮崎市などと同じように本当は総務部長とか全体の部長を1つか2つ置いて、教育委員会は教育委員会なりの部長を1人おいて、そしてその下に課を配置するという、それは順次変えていくというか、そういう状態のほうが、非常にやりやすいんじゃないかということは、前のとき提案しているんです。

その理由は、だから全体の組織の中で、町長がトップで動かしたいと思うのであれば、本当の機構改革というのは、自分が動かしたい状況のときに動けないという状況が生まれてきているのかどうかということを知りたいわけです。現在の状況で悪いから機構改革の提

案をなされたんだろうと、それは理解できます。

だけど、なぜ、機構改革が、自分がこういうふうにしようとしたときに、課がまたがっていてなかなか思うように動けないとか、例えば時間的に見て、これはもうスピードでびゅってやっっちゃってしまわなきゃいけない。住民からは出てきています。すぐやる課を設置してほしいとか、すごい出てきています。

それを総合窓口というか、総合政策課みたいに感じにしていけば、財政的にもいろんな形でもその中に誰かを配置しておけば、スムーズにその上に通達すれば、下のほうが全部動いていくという状況にはなるわけですから、当然、会社経営の中でも、あっちを通して、こっちを通して、こっちに行き、あっちに行くと、そういう状況であればなかなかスムーズにできないことは私も理解してるんです。

しかし、その21年の機構改革のときもそうなんですが、やはりそういうことはしない。そして、住民に対する、それは町長もやはり民選ですから、住民の皆さんの願いや要求というのが聞ける。やっぱりありますが、すぐやる課を出してほしいとかいうのは、町長のほうにも届いてると思うんです。だから、それを総合的な総合政策課みたいな形できちっとやっついていかないと、なかなかその判断がやりにくい状況も出ているんじゃないかなというふうに、私思ってるんです。

だから、前の機構改革のときに、じゃあどこがどう足りなかったのか、今度の機構改革の提案のときに、そこは十分検討されてきたんじゃないかなというふうに思っているんです。だから、それはどのように検討されてきたのか、前の機構改革を踏まえて、じゃあ今回の機構改革については、どのようにやりたいと。自分の思いをどうやって伝えるかということで、機構改革するわけですから。それがスムーズにパッと動けるというか、動ける状況をつくりたい。

でも、前の機構改革をされるときに、提案の理由の一つに、やはりできれば課長職を少なくしたいとか、課を少なくして、できるだけ動きやすくしたいとか、そういうことを提案理由で言われました。やはり課長職がふえる。これだけ人数が減ったのに、課長だけいて、あとは誰もいなくなったということにならないかというふうに思うんです。課長が多くなればなるほど、こっち議員は少ないのに、課長職が、議会のときは、当然椅子が足りないぐらいになってしまうんじゃないかと心配するんです。今でも16人しかいない。

あれだけ傍聴に来られた方は、言われるんです。「何ですか」と。「議員の席は空席なのに、課長職はえらい多いですね」と。課長職というか、執行部のほうはえらい多いですねと。あれだけ仕事をしないんですかみたいな感じで私言われると、それはちょっと答弁のしようがなかったんですが。でも、住民からするとそういう目線なんだなということは、理解できるんです。

だから、機構改革については、慎重に行わなければならないと同時に、自分の思いを形にするための機構改革をどう進めていくのかというのは、目的と到達点、このあと大体3年と4カ月ぐらいですか。その間に、自分がやはり到達したいという思いが、ここの機

構改革の中に多分秘められていると思うんです。だから、その思いをしっかりと語っていただかないと、やはり委員会審査になかなか入れない。委員会に町長はなかなか呼ばませんので、そういう思いをしっかりとここで語っていただかないと、なかなか機構改革について、はいそうですかというふうにはならない。

やはり、チェックする議会側としては、その辺をしっかりとチェックしておかないと、町長の思いがわからないと、審査のしようがないというところがありますので、お答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） まず、基本的に、私は、過去はちょっとわかりません。現在と未来のことしか考えませんが、でも基本的には、改革なくして成長なし、あるいは改善なくして改善に終わりはないということで、常に改善、改革がない限りは将来ないわけでございます。

基本的には町民の皆さま、住民の皆様のために改革は行うものであり、また、もう一つは、大事なの中です働く人の、職員の皆さんの能力がどれだけさらに発揮できるか、成長できるか、それがまた改革の目的だろうと私は考えます。

特に、まだ一つの改革にすぎません。それと、総合政策というのが大事じゃないかと。名前を決めるとき、私は総合政策課というので提案したら、なぜか反対があったのかどうかわかりませんが、地域政策課という名前に変わってたので、名前はどうかであろうと、形は変わったんだというふうに思いますので、とりあえずまた、これも終わりではなくて、とりあえずこれで試みましょうということに動いたと。

特に一番気になったのは、今の政策推進課の中にふるさと納税があり、企業誘致があり、移住定住もあって、財政も一緒になっているという。産業振興課等のやりとりと物すごく遠く離れた場所でのやりとりになったり、なぜここにこれがあるんだろうというのが、疑問があった部分があって、それを大きく変えようというのが一つに集約させることのほうが、町民の皆さんのためになり、スピーディーな総合的な行動がとれると判断したためでございます。

今回の再編は、移住定住の推進、ふるさと納税の充実、企業誘致部門の強化、農業部門の強化、これを基本として取り入れて、ベストに組み合わせた結果が今回の提案、ベストというかベター、よりベターになったなというふうに考えます。無理に1つの課が大きくなりすぎる課設置の目的が不明瞭にならないように、課の数についても考慮して、このような形を御提案させていただいたというところでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 町長の思いはよくわかりました。私と同じ考えであるということも理解できました。なぜ、だから今回も財政課というのは、きちんと切り離して考えていかないと、財政課も一緒にした課になってしまうと、どうしてもなれ合いというのではありませんけれど、やはりそのところがどうしても一線引けない。人間はうそをつきま

すけど、数字はうそをつきません。ある意味、数字を握っているところは、シビアな形で全体を見渡してここで予算を出すべきか、出さないべきかと、出したらいけないかというところをシビアに図るべきところなんです。それは全体を見て。今、要するに、私たちが背負っている借金、公債費は一体幾らあるのか。それをどれくらい返していくのか。

今、ふるさと納税で一気に100億円を超した予算にはなっているけれども、ふるさと納税のこの5割ぐらいがいつまで続くのか。3割になるのはいつなのか。そういうことも全体的に勘案して、予想して、今度は自民党が始めましたけれども、消費税の問題で、政策推進課に私お聞きしましたけれども、消費税の地方消費税、この分がひよっとしたら東京都は1,000億円ぐらい減るのではないかと。しかし、それが各地方自治体に配分されるのではないかということが、今テレビでありますよね。

そういうこともやっぱり国を捉えて、地方自治体の財政そのものをしっかりと把握していきながら、それでいて、予算の配分を提案されてきたときに、やはり削るべきもの、いや、乗せるべきもの、そして、住民の皆さんから出てきている要望についてはしっかりと。町長は、先ほど答弁された中に、もちろん住民の皆さんのためにと、これは町長のためにじゃなく、議員のためにじゃなく、町民の皆さんのためにでき得る機構改革であると、していつている機構改革であるということをおっしゃいましたけれども、それについて再度お聞きしたいと思います、住民の皆さんの要望をしっかりと反映するためには、どのような政策展開を図っていくおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 基本的に、行政は全て住民の皆さんのためにあるわけでございますから、何よりも住民の皆さんのことを考えながらの行動であるというふうに思います。

それで、答えにならないかもしれませんが、私、今までの政策推進課のあり方が、なぜ政策推進課のいろいろと企業誘致から活発に取り組まなきゃいけないというところと財政が一緒にあったかというのを、ある意味ではやっぱり長年の緊縮財政の発想がそこにあったのかなというふうに私は思ったんです。そして、逆に行動を抑えるために財政課があって、出るくぎは抑えて、あまり何か余計なことはしない、財政だけが中心になって動いているという、そういう部分があったのではないかと思います。本来、政策とか産業振興とかというのは、出るくぎになってやるぞというところを常に考えながら、そこを後から財政課のほうでどうするんだという抑えるべき立場であったのが、それが一緒になっていて、最初から出るくぎがないように、あるいは余計なことをしないようにという財政だけ見ていつていたような、そんな意識があったんじゃないかと思います。

そうすると、一番何が問題かという、まず、職場の人材が育たないというのが出てくるということと、余計なことは言わない、余計なことはされない、内部の財政だけ見ていこうというようなことになりがちであった部分があったのではないかと思います。

これからは、地域の住民の方が求めておられるのは、もちろん地域創生、地域の活性化でございますから、何をやるか、すぐこれをどう行動するか。すぐに活性化につながるこ

とを行動できるような、そんな組織にするというのが、これが住民の皆様にとっての一番のよい内部の、組織のつくり方だと思います。行動するための組織でなきゃいけませんし、行動こそが住民の皆さんにとっての最大のメリットになると、そんな組織に持っていければと思っております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第75号高鍋町総合計画審議会条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第76号高鍋町敬老祝金条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 平均年齢が上がるたびに、敬老祝い金が削られてきている。確かに、超高齢化社会ではありますが、※なぜ削られたのか。そんなに高鍋町の予算は疲弊しているのか、お伺いしたいと思います。

また、県内の状況というのはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） なぜ、削ったのかということで、もう削ったという決定になったという、（発言する者あり）削ったほうがいいのかという御提案をなぜ申し上げたのかという提案理由としましては、全世帯の健康づくりのサービスに事業をシフトし、新たな負担の軽減策を設けること。平均寿命が男女80歳を超え、今後も延びていくこと、これがあると思います。

2030年、あと10年もすると、75歳以上の方がピークに達するわけです。敬老祝い金というのを、今まで本当に地域のために頑張ってこられて、地域を支えてこられた先輩方に敬意と感謝を込めてお祝いを届けること、これはとても大事だと思います。

ただ、それを求めると同時に、持って行った方から、実はこれは受け取れないと。子どもたちのために子育てに利用してくださいという方もおられるわけでございます。

そういう御意見を聞く中で、もちろん敬意と感謝を込めて高齢者の方に祝い金を渡す。同じように、高齢者の方にサービス、この間予防注射の話をしましたけど、それ以外にもたくさん高齢者の皆様方を手助けするところに、その予算を回していくことが、より効果的になるのではないかと。

周りの、県内どうなっているかということを知っていて、私が周りの町村、私はまだ経験不足ですけども、聞くと、敬老祝い金については、やはり今、少しこれを止めるなり、規模を小さくするなりしないと、これからたくさんの高齢者が、それもらうようになったら、

※後段に訂正あり

もう歯どめができなくなりますという議論は、よくさせていただいております。

このことよりも、やはりやるべき取り組みがほかにあるのに、その予算がそちらに回るということがどうだろうか。直接お金を渡すことがどうだろうかということでございます。

金額については、そう大きいものではないという御意見もあるんですけども、私は金額の問題ではなくて、やっぱり全て改革し、改善しながら、この一つの改革が、まだほかにいっぱい改革することがございますので、それと同じように改革をさせていただこうと思います。もちろん、改革には痛みを伴うという考え方があります。ただ、これは決して痛みは伴った、痛みを伴う改革というのは、私はあってはいけないと思います。

この改革で、この予算がさらによいものに、さらに効果的なものに使うということのほう的大事ではないかというふうに考えているところです、総合的に。また、勘案した上でも、効果的で持続可能な、そういう制度を取っていく。そのためのこの高齢者に対する敬老祝い金の見直しということで、御提案をさせていただいた次第でございます。

○議長（永友 良和） 県内の状況については、健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 県内の状況についてでございますが、ほとんどの市町村におきまして、80歳でございますとか、88歳、100歳、あるいは最高年齢の方に支給をされているところがございます中、その中においても敬老祝い金自体を支給をされていない市町村もございます。

郡内につきましては、西都市、新富町、川南町が節目の年齢に、西米良村、木城町、都農町は72歳以上、あるいは80歳以上の方に毎年支給をされているようでございます。

金額につきましては、低いところでは3,000円からさまざまでございますが、1万円、3万円、5万円といったところが多いようでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私の痛いところをついて来られましたので、議長、まず、2回目は、なぜ削ったのかというところを、なぜ削る提案となったのかに訂正をしていただきたいと思っております。

県内の状況、郡内の状況、教えていただきました。敬老祝い金の支給状況調査、西米良村では、100歳到達時に30万円となってるんです。私、西米良村がお年寄りを含め、みんなを大事にしていると、いろんなアイデアを町長さん出して、あそこは免許を返納した人たちのためにも、いろんな交通を確保するためにもいろんな提案をされています。そのために、大きなお金が出たにしても、交通事故をしてなくなったりとか、そういうことのほうがよっぽどお金は有効に生きるんだというテレビでの報道を聞いたこともございます。

それから考えると、やはり考え方が、ほかのことをするから、それに変わると。先ほど町長も答弁されたじゃないですか、ほかのものに使ってくださいというお年寄りがいる。それは直接聞かれたかもしれませんが、その方もいただいたから言う言葉であって、い

ただけないものをほかに使ってくださいと絶対言わないと思うんです。

だから、人間というのは、勝手なのかもしれませんが、やはりこういう条例がある以上、皆さん今現在79歳で、来年80歳になろうかという方は、80歳で祝い金が1万円来るだろうと思っていたらなくなった、88歳までと。生きる意欲を失ったとまでは言わなくても、「そんげ高鍋町はお金がねっちゃろかい」というふうな意見が、やはり私は、日曜日、餅つきがありましたので、皆さんに聞きました。79歳の方がお二人おられました。だから、年金ももらっているし、しょうがないわねという話をされたけど、帰り際でお話をされたときに、「中村さん、高鍋町は困ちよっとね」と言われたから、「削らにやいかんほど困ってはいないと思うんだけど」と、だけど、正ヶ井手は70歳以上のお年寄りの方には毎年祝い金を、1人、2,000円ずつ配付しております。それは皆さんの出してくださった互助的なものでお返しをしているわけですが、それについても、総会で廃止してほしいという話は出てこない。それはなぜかといったら、70歳になったら2,000円いただけるというところが非常にうれしい感覚があるんじゃないかないうふうに思うんです。

だから、それから考えたときに、敬老祝い金、ほかの事業を、きのうの柏木議員への答弁で、種々言われましたけれども、敬老祝い金制度、今度制度をもし変えるということになった場合、今までとのお金の使い方というのが、どういうふうに変わってくるのか。そして、例えばきのう、柏木議員への一般質問で答弁されたことの内容で、使うお金は一体どのくらいなのか。そこは多分計算された上で、これは提案されていると思うんです。一体、それがどれくらいになるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） お答えいたします。

今回、上程させていただいています敬老祝い金改正条例につき見込みでございますが、経過措置を除きますと、来年度の削減額が300万円程度になろうかとは思ってはおります。

代わりに代替案として出させていただきましたインフルエンザの予防接種の自己負担の減額等でございますけれども、それ以上の事業費がかかるのではないかというふうに見込んでおります。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） しばらく休憩します。

午前10時37分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） お答えさせていただきます。

代替案3案申し上げさせていただきました。高齢者インフルエンザに対する予防接種自

己負担額の引き下げ及び新生児聴覚検査の無償化、及び産後健診、2週間と1カ月ですけれども、その助成ということで、3つの案を出させていただきました。

それぞれの額についてでございますが、高齢者インフルエンザ予防接種につきまして、3,400人程度の方が毎年インフルエンザの予防接種を受けておられます。これを500円引き下げた場合の所要額がおおよそ170万円です。

新生児聴覚検査の無償化でございますが、大体160人から170人のお子様がお誕生をされております。単価が、まだ現在、県医師会との調整中でございますが、はっきりした単価が出ておりませんが、6,000円とした場合に100万円程度かかるものと思っております。

また、産後健診につきましても、出生数160人から170人に対して、こちらはまだ、県医師会との調整ができておりませんが、5,000円かかった場合に80万円程度かということでは考えておりますが、いずれにいたしましても、まだ見込みの段階でございますし、実施するとした場合のものでございます。

医師会との調整が今後、年度末に向けて行われていくと思っておりますので、当初予算につきましては、それらが見込まれた後、また、条例が可決された後、実施すると決められた後に計上していきたいというふうに考えていきます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 今のお話では大体300万円程度ということの予算の割り振りがそこで出てきているとは思うんですね。それはよく理解できました。

しかしですね、例えば、新生児の聴覚検査についても、私、この前、一般質問を行いましたけれども、これは交付金で措置されているという状況もあると思っておりますので、その分は差し引いてないと思うんですね。

でも、交付金が幾ら出るかというのはわからないけど、交付金額というのは、大体おおよそ出ていますので、それに応じた交付金があるものと、こっちは算定しますよね。表向きは。裏はどうかわかりませんが、国がどう考えているかはわかりませんが。そういうふうにして、例えば、私はお年寄りの人のそういう敬老祝い金、あげた上で寄附していただくのなら、私はよろしいと思うんですね。

だから、例えば、こういう話もありました。西都市だったか、そういう祝い金が配れないのであれば、例えば、写真を80歳になったときにとってあげたらどうかと。もうすごくにこやかな写真を、お金はなくても写真が来るということになれば、物すごく旅立つときの写真にもなると。

正式に写真を写したことがないということであれば、そういうのもいいんじゃないかというアイデアが、やっぱりいろいろ出されました。すごいなあと思いました。皆さんに聞いたらすね。やはり、町長のことを考えたときに、これがやっぱり敬老祝い金を削るという提案をされたということそのまますべて受けとめないで、やはり、町長何とかして、いやそうじゃない。町長が考えているところはそうじゃないよというところで、やっぱり支援

をされた方々だろうと思うんですが、そういうふうにして、今度は写真にかわれればいいのに。そういう予算をとればいいのにとかいうふうな提案をなさるんですよね。ということは、やはり皆さんね、この敬老祝い金を削減していくという提案をするのは、非常に勇気がいったと思うんです。

以前ですね、行政事務連絡員の制度、第5次だったですかね。これ廃止するという事になったときに、これ、私にも大いなる責任があるんですが、廃止できませんでした。結局、途中で変わったんです。

そういういきさつがあるから、私はお願いを申し上げたいのは、こういうなぜ、敬老祝い金を削減する提案をなされたのか、本当の目的というのを知りたいんですよ。住民の人たちにどう周知徹底していくのか、このことをどう考えておられるのか、そのこのところについてだけをお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 行政事務連絡員のこの報酬の改革、実は行革の、私、商工会議所会頭をしているときで、私の提案でございました。要らないんじゃないかということ。ただ、これも見事に否決されましたけども。

やはりですね、私の改革というのは、金額どうこうというよりも、まだまだたくさん改革しなきゃいけないことがたくさんあるわけでごさいます、敬老祝い金をなくすわけではなくて、時代に即して、やはり、高齢化社会になったら、88歳と100歳という、本当にお祝いすべき年齢、基本的にはもう90歳代、100歳代の平均寿命になる中で、そういうときと100歳という、そういう節目というのを設けたことで、もちろん、金額が少し減ることで、ほかの高齢者の、今回、妊産婦とか子どもの耳の検査とかになりましたけれども、高齢者のためのさまざまな援助に回せるんじゃないかという、そういう、削るのではなくてもっと有効な部分に使っていただけるのではないかという発想でいっているわけです。

行政事務連絡員も、そのお金がほかの公民館の違う活動に回せるんじゃないかとか、そういう、常に削るのではなくて、より効果的なものへという発想で御提案をさせていただいたものでございます。そして、この改革は小さなもので、あるいは御批判を受けるかもしれないんですけども、さらにたくさんの改革を、また今後していく必要があると考えておりますので、その第1歩あるいは大きな改革の上での1歩になるということで御提案をさせていただいた次第でございました。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。（発言する者あり）

町長、今後町民への周知はどうするかということで。町長。

○町長（黒木 敏之君） もちろん、特に来年もらうはずだったという方はどういうことかというのがあられるのかもしれませんが、これがですね、もっと高齢者がふえていくと、さらにその声は大きくなっていくわけでごさいます。

そういう意味では、今、啓蒙する上では、この予算をもっと高齢者の皆様の有効な部分

に回していきますよと。削るのではなくて、これをどう生かすかということで、提案していきますよと、そんなことでお伝えするのが一番よいことだろうと考えております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） 先日の本会議において、その提案理由を町長は、平均寿命の延伸に伴うものであり、幅広く、高齢者や乳幼児の健康づくりのサービスに事業をシフトするとの提案理由がありました。

きのうの柏木議員の一般質問の中で、祝い金にかわるものとして、インフルエンザ予防接種の補助金を増額し、郡内で一番安くなるとの説明とともに、新生児の聴覚検査、産後健診の助成という答弁がありました。

平均寿命が大きく伸びていく中で、時代に即応して祝い金の改正というのは理解できませんが、乳幼児へのシフトというのが少し理解できないところです。

今、中村議員の説明に対していろんなお考えをお聞きしましたが、このところで、もう少し説明をいただければと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 確かに、今、私も言いましたように、高齢者の方への予算をほかに回すといったときに、乳幼児ですとか、あるいは妊産婦の検査というのでは、少し高齢者とは違うのではないかということでありましたけれども、逆に、またほかの乳幼児といいますか、保育園とか、保育の改革での予算を逆に高齢者に回すというようなこともある。全世帯型の健康づくり、そういうサービスに目を向けながら、その予算を削るのではなく回していくということで、子どもたちとか妊婦への分配という言葉も出たわけではございません。

基本的には、やっぱりそれを削るのではない。確かにおっしゃるとすれば、高齢者の予算を削ったのなら高齢者に回せというのもわかる理屈ではあると思いますけれども、基本的には全世帯型になるんだろうということです。

もう一度言いますと、ちょっと長くなりますけど、例えば保育園とか、そういう改革があって、そこで出たお金は高齢者に回るということもあり得るということでございます。

○議長（永友 良和） 7番、岩崎信や議員。

○7番（岩崎 信や君） 質問の意図がちょっと、申しわけありません。言い方悪かったと思います。

この祝い金の改正は祝い金の改正だけでいいと思うんですね。シフトする必要はないと思うんですよ。そのために削るというのではなくて、祝い金の改正は祝い金を改正すると。子どもに対する助成は子どもに対する助成と、そういうふうなほうがわかりやすいのではないかと。これを削ってこっちに回すとかいうことを考えるからどうなんだという疑問になっていくのかなというふうに思うんですけど。

以上です。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） もしわかりにくかったら。言いたかったのは、削るということではないですよ。それをどう利用させていただくかということで御理解を得ようということで、高齢者の祝い金をもう削るよというのではなくて、それを有効に、また生かしますよということでお伝えをしたかったわけでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

日程第 1 1、発議第 4 号

○議長（永友 良和） 次に、日程第 1 1、発議第 4 号についてですが、提出者であります 8 番、緒方直樹議員は御登壇をお願いいたします。

○8 番（緒方 直樹君） はい。

○議長（永友 良和） 日程第 1 1、発議第 4 号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。1 2 番、中村末子議員。

○1 2 番（中村 末子君） 今回は引き上げするというこの提案であります、なぜそのような状況となったのか、お伺いします。引き下げのときは引き下げ案は提出されず、結局はそのまま据え置かれました。そのとき、職員は引き下げられましたが、そのときの問題は住民へ知らせていったのかどうか、お伺いしたいと思います。

現在、住民からの要望であるとのことで、特別委員会を立ち上げ、議会基本条例、議員の報酬及び定数問題などを議論している最中であります。

特別委員会を立ち上げた一番の理由は、議員に対して厳しい住民からの意見が出されているからでした。

そこでお伺いします。

来年任期満了ですが、今まで、この 3 年間で住民要望を提案できる一般質問、執行部からの提案に対してチェックできる総括質疑、賛成か反対か意思表示ができる討論について、1 6 名のうち、一体だれが何回してきたのか、明確な数字でお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 8 番、緒方直樹議員。

○8 番（緒方 直樹君） まず、答弁できるところからしたいと思います。

まず、引き上げるのかという、するという事なんですけども、今回引き上げるというのは、民間との差を埋めるための人事勧告であるということと、現在の社会情勢とか経済情勢を見て、私はそれに賛成をしております。

また、引き下げという先ほどの質疑なんですけども、これに関しては、今回の提案理由というか、発議のほうでは、発議に関してのみちょっと調べておりますので、それについては調べておりません。

特別委員会の住民要望、賛成、反対、何名したのかということなんですけども。それと、今回の特別給の改定、中村議員はそれで考えはあるのでしょうか、それについては調べておりません。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 3回しかできませんので、調べておりませんか、そういうことを言うことは、住民に対して失礼だと思うんですね。

というのは、こういう提案をするに当たって、執行部側が提案するときには、ちゃんと答えていただけますよ。休憩してでもそれを調べて、しっかりと答えるという態度が今まで執行部にありました。じゃあ議員になくていいのか。提案するんだから、やはり最低しなければならないこと、あると思うんですね。

じゃあ前回、引き下げのとき引き下げなかったのは何年何月で、どういった理由で引き下げをしなかったのか、そういうことぐらいは、やはりきちんと、理由がわからなくても、最低何年何月にはこういう提案があったということを調べておく必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。

それから私は、じゃあ再度聞きますけど、議員としての仕事は何と何と何がありますか。できる範囲が限られているんです。私はいつも申し上げておりますけれども、やはりそのことをしっかりと。

私は2日間で調べました。調べようと思えば2日間で調べられるんです。会議録を見れば。だれがどういう発言をしていったのか。何回発言したのか、回数だけはわかるんです。どんな発言したのかまで見れば、そら正直な話、時間はかかります。しかし、2日あれば調べられることを調べなかった、そういう態度こそが、議員が住民の皆さんから不信感を募らせる一番大きな原因ではないかなというふうに私は思うんですね。

だから、住民の皆さんにしっかりと、私たちは本当に住民から選ばれた議員として、そのところもしっかりと調査し、なぜ一般質問しなかったとまでは問いませんけれども、議員の責任で調べてもいない、わからない、答えられるところだけ答えられる。そういう態度では、やはり住民の皆さんから議員に対して、議会に対して不信感が募ってくるのは当然のことではないかなというふうに思うんです。

今、傍聴に来ておられる方だけではなく、このことは、庁舎内に全て流れています。そのことを考えたとき、やはり、窓口に来ておられる住民の方から「どうしたもんやろか」と、そういう話が出てきたら、非常にまずい。

私は以前、定数削減の問題でもお話をしてきました。本当に今のままでは高鍋町はどうなっていくのか、私は不安でたまりません。やはり、議会が活発に意見を交換し、そしてやっぱり、町長に提案するような、そういう状況がどんどん生まれてこなければ、町は執行部だけが一生懸命やって、議会は執行部がやることにぶら下がっていつている、そういう状況になってきたら、非常にまずい状況が生まれてくるんじゃないかなと思います。

もう議会は開く必要がないということまで、もし思われるような状況が出てきたのであ

れば、私はこれは議会の責任、議員の責任だと思うんです。だからこそ聞いているんです。答えられないじゃなくて、今からでも、休憩してでも調べてください。それが議員としての務めです。みんなで手分けして、賛成者もいらっしゃるわけですから、みんなで手分けして調べれば、半日もかかりませんよ。何時間もかかりませんよ。私はこれを調べてこられるまで、絶対私、引きませんよ。

○議長（永友 良和） 8番、緒方直樹議員。

○8番（緒方 直樹君） 今の引き下げしないこと、時期ですよ。

今回、私のほうで調べさせていただいているのは据え置き、平成25年までは2.95のまま、それから、26年から勧告がありまして0.15、27年に0.05、28年に0.10の人事勧告があつて、でも全て据え置き、発議なしということで今回、来ております。引き上げしなかった時期というのを、そこは調査しておりませんでしたね。

それで、議員の仕事というのは一般的に、一般質問であつたり予算補正ですね。チェックであつたり請願であつたり、あと町民からどういったことがあるのかというのを足で稼いでお話を聞くとか、そういうことをやっております。

ただ、今回の発議内容と今の特別、住民要望であつたり、先ほど言われた賛成とか何回やったのかとか、言われたことと今回のことがちょっと関連が見えないので、私としてはどうなんでしょうか。ちょっと要点がずれているようにしか思えないんですけども、どうしましようかね。

その質疑ということで言えば、今回の特別給のボーナスの改定とは関係がないと言ったら失礼な言い方になるので、ちょっとそれは差し控えますが、それについてはちょっと。

（「関係あるんです」と呼ぶ者あり） どう関係あるのかがちょっと見えないので、私的にはお調べすることはありませんでした。（「会議録を調べればすぐわかること」と呼ぶ者あり）

○議長（永友 良和） ちょっとここでしばらく休憩いたします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

先ほどの中村議員の質疑の中で、議員さんの仕事内容とかに関しては、この費用弁償、期末手当等に関連はありますので、それにつきましては緒方議員がお答えしましたが、何年か前の引き下げのことについては、この発議の中身とは、これは関連がないと判断しますので、そこは取り下げます。回数についても引き下げのときの分ですので、この発議の中身とは関連がないと判断いたします。

ほかに質疑ありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議長違いますよ、私が言ったのは。

これまで、あと任期まで1年。ということは、これまでの3年間の分を調べてください

と私言ったんですよ。そうでないと、住民の皆さんが、一体議員がどんな仕事をしているのかわからない、表向きでは。だから、評価できないじゃないですか。

これはだから、引き上げるにしても、引き上げる提案であっても、それについてはやはり、人事院勧告というのがある、執行部については、その人事院勧告に基づいてやるんですよ。それも議会と一緒にやってということにはならないと思うんです。だからこれは、住民の皆さんから、やっぱり意見が出されているからこそ特別委員会を立ち上げて、やっぱりやってきていることなんです。

そのためには、やはり議員みずから身を律するという意味で、しっかりとその回数については調べておきながら、じゃあどうしようかと。今回も、一般質問者がたった4人ということで、住民の皆さんから「たった4人、何人おっとかね」と。定数が何人なのかも知らない住民が悪いと言われればそれまでかもしれませんが、わざと聞かれるわけですよ。

16名の中でたった4名しか一般質問しない。何も要求することがない。何も質問することがない。何も質疑することがないのであれば、議員としての仕事というのはじゃあどうするのというふうに、やっぱり皆さん、言われるわけですよ。その状況をかながみたときに「いや、私たちはこういうふうに仕事してますよ」というふうに調べないといけないわけですよ。

だから、私が調べたのはありますよ。一般質問、やっぱり1回もしない議員さんもいます。1回もしないというわけではありませんが、総括質疑を1回もしない議員さんもいました。それはしなくていいんじゃないかということは、結局、チェックする状況がそこでできていない。

一般質問というのは、議会から住民の皆さんの願いとか要求をしっかりと提案し、それが予算に乗るものであれば、町長のほうが判断をし、予算に計上していただく。そして、いい提案であれば、それは町長が判断して、いろんな執行部のほうから出された提案でなくても、町長のほうからこういう提案が出されたから、予算はどれぐらいになるのかねというぐらいの感じで、多分聞かれると思うんですね。

じゃあ、これが継続的に実現できるものかどうかということも含めて、しっかりとそこは精査されて上程されると思うんですね。だから、そのことが、やはり住民の願いや要求をしっかりと私たちが伝えてくることができたのか、そして、執行部のチェックを監査以外にしっかりと私たちがチェックできているのかどうか、そのことを住民はやっぱり判断するわけです。

そして、何をやるにしても、その議案に対して賛成なのか反対なのか、討論をして自分の意思表示をはっきりしていく、このことが、だから以前、私が議員になった当時は反対討論しか言うことができませんでした。賛成討論は割愛されておりました。しかしやっぱり、それではいけないと判断をしていただいて、これは議長判断だったのかどうか知りませんが、賛成討論まで口述にしっかりといただくことができるようになりました。

こうやって議会も発展していくし、議員も成長していくわけですよ。そして、執行部はそれに従って、議会のあり方というのが、私たちはやはり試されているというふうに思うんですね。何も提案しない、何も質疑しないというのであれば、議会そのものが空洞化してしまう。そういう恐れがあるということを住民の皆さんは懸念されているわけです。

そのことで、やはり皆知りたいのは、やはり一般質問は確かに皆さんにお知らせして、しっかりとどの議員が一般質問するということが、今は必ずお知らせをするようになっておりますので、昔はしていませんでしたけど、だけど、だれが一般質問を、どんな形で、どんな内容でしていくのかということはすることができます。

しかし、例えばこういった総括質疑なり討論なりを、回数を調べてと、本当に簡単なことなんです。簡単なことなだけで、それがやっぱりできない、しない。だから、総括質疑1つでもいいから、やっぱりやっていく。疑問点を見つけだす努力をする。それが議員としての任務であって、与えられた私たち。だから、そこをしっかりとわかっておられるんなら、このような提案をするときに、本当は提案理由について、ただ上げてない、今まで上げてないから、今回は人勧であつたとおりに上げていきますと。人任せにしてない。自分たちでじゃあ上げるように今度は出しましょうということで、今度出していただいたわけですよ。別々に人勧で載せて、ただ、執行部から一律に上げようということではなく、議員発議という形で、こういうふうになったのはすごくいいことだと思うんですね。

反面、議員発議をするということはどういった責任が伴うのかということで、そこは、やっぱりしっかりと精査して、賛成をされてきた皆さんで、どういった質疑が展開されてくるのか、反対をした議員はいるわけですから。少なくとも3名はいるわけですから。

その中で、じゃあどういった質疑がなされていくのか、そういったことは、本来なら「中村議員、どんな質疑をされるんですか」ということで聞いてこられても、私はね、質疑を秘密にすることはありません。必要であれば、しっかりと私は、一般質問についてもそうです。質疑についても、私今まで秘密にしてきたことは一度もございません。だから、質疑についても「いただけませんか」と提出者から私にお話があれば、私はしっかりとこの質疑についても差し上げておりましたし、やはり、打ち合わせもしてくる状況があつたんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、議会をスムーズに運営させていくためには、じゃあどうしたらいいかということ常々考えていながら、私も議会運営委員会の委員長をしておりますので、常にこういうふうにストップしないように、本来なら打ち合わせをして、しっかりと状況をつくっていくというのが、私はやり方としてはいいなと思っていますので、私はどういう質疑をしていくのかということについても何にも聞かれなかった。だから、質疑をいきなりしたように思われるかもしれませんが、私は口頭では「質疑をしますよ」ということは伝えましたよ。伝えましたよね。

だから、そういうことを考えたときに、なぜそのときに、「どういう質疑をされるんですか」なぜ一言、オウム返しに聞いていただけなかったのか、そのことがやはり、議員と

して物すごく、私こだわるんですよ。わからないところがわからないまま終わるのではなく、わからないところがわかるように、しっかりと学習をし、努力を重ね、住民の付託にこたえるだけの議員であるべきところをしっかりと守っていさえすれば、こういう提案があっても、私も賛成できる状況があります。

しかし、やっぱり賛成できない状況があるからこそ、総括質疑を行い、状況的には、こういう質疑を展開していくわけです。質疑でも3回と決められておりますので、これも会議規則を曲げてまでも私は4回も5回もするつもりはございません。だからこそ、3回しかできないからこそ、質疑に対して真摯に受け答えをして、赤信号みんな渡れば怖くない、そういう議会のあり方ではなく、1人1人が自分の意見を持って、しっかりと答弁していただきたいと私は思うんですね。

議長は確かに、この回数の問題はこの議案に対して直接関係がない。何が関係ないですか。関係ありますよ、大いに。議員がどんな働き方をしてきたか、それに応じて期末手当をどう上げていくのか、それはね、人事院勧告にも等しい住民の勧告があるわけですよ。住民の皆さんからしっかりと認めていただいて、堂々と期末手当を上げていただく、それこそが私はね、民主主義の根幹だと思うんです。それを忘れてしまっただけじゃないかなと私は思うからこそ、質疑を展開しているわけです。だからね、どういう考えで提案をしたのか。ただ、この議案を読み上げればいい。それだけではね、議員もいけないんですよということなんです。

何か私の意見に不満があるようで、先ほどから議長、何回も見られますけど。議長見ないで。しっかりと私のほうの目を見て答えてください。それがあなたの務めです。

○議長（永友 良和） 8番、緒方直樹議員。

○8番（緒方 直樹君） まず、中村議員のほうから、質疑をしますよということを確認に聞いております。

今回、なぜ聞き返してこなかったのかということですが、この件に関して、私なりにいろいろと調べて、人事院勧告とは何かとかあったりとか、そういうことで、調べることで中村議員の質疑に答えていきたいという思いがありました。

どういふことを調べたかということなんですけども、まず、人事院勧告がそもそも何なのかということ、どういふふうにして民間との給与水準を均衡させることで人事勧告ということなんですけども、どういふふうにして計算していくのかということ。

また、今回の0.05ですね。上がることによって生じる差額であったりとか、先ほど、今回、人事院勧告に従うというのは先ほど答弁しましたので省略しますが、あとまたは今回、議会活性化等調査特別委員会が設置されておりますので、またそこで、中村議員が考えていることも調査研究できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。緒方直樹議員は議席にお戻りください。

日程第 1 2 . 議案第 7 7 号

日程第 1 3 . 議案第 7 8 号

日程第 1 4 . 議案第 7 9 号

日程第 1 5 . 議案第 8 0 号

○議長（永友 良和） 次に、日程第 1 2、議案第 7 7 号平成 2 9 年度高鍋町一般会計補正予算（第 8 号）から日程第 1 5、議案第 8 0 号平成 2 9 年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）まで、以上 4 件を一括議題とし、1 議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第 7 7 号平成 2 9 年度高鍋町一般会計補正予算（第 8 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。1 2 番、中村末子議員。

○1 2 番（中村 末子君） 済みません。何点かありますので、ゆっくりと読み上げたいと思います。

債務負担行為についての積算根拠は为什么呢。

追加された起債についての内容及び学校関係の整備に関して、あと、どのくらいの費用を要すると考えているのか、財政計画はできているのか、空調設備など、限界に来ていると考えますが、いかがでしょうか。

変更地方債分で臨時対策債がありますが、去年は国は大分渋ったと考えますが、今年度について、国からの通達なり考えは示されているのか、お伺いします。

繰入金がありますが、公共施設等とありますので、道路関係で使うのは条例違反ではないかもしれませんが、今までと違う手法であると考えます。いかがお考えでしょうか。

道路関係予算が突出しているが、キャノン関係で町内のほかの道路整備はどうなっているのか、お伺いします。

河川総務費については負担金であるが、水の出る地域であるため、まだ不安定なところと考えます。宮田川周辺での整備についてはこれで終了なのか、お伺いしたいと思います。

災害復旧費関係はこれで終了できるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課関係 4 件の質疑について、お答えをいたします。

まず、債務負担行為の積算根拠についてでございますが、今回計上しております債務負担行為は見積書あるいは仕様書、事業内容等をもとに積算を行い、限度額や期間の設定をしたところでございます。

次に、追加した起債の内容についてでございますが、今回追加した起債は、学校施設環境改善交付金事業により実施する西小学校第 3 棟トイレ改修工事に係る補助裏の財源として充当するものでございます。

今後の学校施設の整備に関しての金額はまだはっきりいたしませんけど、全ての学校のトイレ改修とか空調設備改修を年次的に行うことにしております。

次に、臨時財政対策債についてでございますが、平成28年12月に総務省より出されております平成29年度地方財政対策の概要において、国税収入の伸びの鈍化、交付税特別会計における繰越金がない、社会保障関係費の自然増の見込み等の要因から財源不足額が生じ、国と地方との折半対象財源不足額が増加したことから、その財源補填分に当たる臨時財政対策債の発行可能額が増加したと示されております。

次に、公共施設等整備基金繰入金についてでございますが、この繰入金は、工業用地造成事業に係る関連道路整備に要する財源として充当するものでございます。誘致企業の工場稼働に当たり、従業員の通勤や大型車両の通行など、周辺地域の道路環境が大きく変化することが予想されることから、交通環境の改善や安全確保に向けたインフラ整備が必要であり、基金の設置目的であります公用及び公共の用に供する施設の整備に資するものに該当するものと考えております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 町内のほかの道路の整備がどうなっているかということでございますが、今年度予定しております道路整備につきましては、順調に整備を進めております。

次に、河川総務費の負担金についてでございますが、現在、脇地区の急傾斜崩壊対策事業を県事業として実施していただいております。その補正でございます。来年度完了予定でございます。

次に、災害復旧費についてでございますが、今年度確認しております災害復旧箇所の対策は、対応は完了予定でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 産業振興課におきましても農地災害、農業用施設災害復旧費、計上させていただいておりますけれども、今年度確認しております災害復旧箇所の対応につきましては完了予定ということでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 1つね、ちょっと私気になるところがあるんですよ。

実は、脇地区の来年度で完了するということが答弁されました。水が出るときに、私ちょっと思ってみたんですが、非常に水の出口が少な過ぎるんじゃないかというのがちょっと気になったところなんです。だから、水量と比較しての水の出口なんかというのは、これ県の仕事ですので、なかなか町で把握できないなと思うんですが、県もそこは十分調査されたと思うんですが、もし万が一、水の出口をふさがれたときに、要するに、水があれをつくったために、水の出るところが少なくて、そこに飽和状態になってきたときに、

非常にありのすき間からというあれがあるんですが、やはり、そういうすき間があると、そこから一気に崩れ落ちる可能性もね、これは予測不可能な状況ではあると思うんですね。

その下には、幸い家がなかったのかなと思うんですが、もし崩れる方向が違って、向かって右側のほうに、もし万が一上がる道路がありますが、あそこの道路のほうにびやっと一気に流れ落ちたときには、民家がありますので、用水路もありますけど、あそこで対応できるのかどうか、私もちょっと気になるころではあるんですね。すごく水が出る箇所なもんだから、私も気をつけて、ちょっと行ってはみたりしているんですが、万が一の場合があると、やっぱりある程度想定内とか想定外とか、今出てきておりますので、いろんなことを考えたときに、もう一度県のほうと、ここは最終確認を、チェックを、来年度で終了するのであれば、もう一度再チェックをしていただいて、できれば、水の出ることを確認していただいて、付近の住民の皆さんに遜色がないように、安心を与えて、確保できるような状況というのを再度つくっていただいて、これは要望ですので、答弁は必要ありません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第78号平成29年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第79号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 債務負担行為の積算については、昨年と同様なのかどうか。委託している会社との協議は行ってきたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 積算につきましては、日本下水道協会が発行しております歩掛かりを用いまして積算しております。

また、電気工作物保安管理・汚泥処分につきましては、見積もりによるものでございます。

委託業者との協議につきましては、随時行っているところでございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

次に、議案第80号平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第67号から議案第76号まで及び議案第77号の11件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号から議案第76号まで及び議案第77号の11件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第78号から議案第80号までの3件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号から議案第80号までの3件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。正副委員長の互選を行いますので、議員の皆さんは、第3会議室にお集りください。

午前11時44分休憩

.....

午前11時47分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

先ほどの特別会計予算審査特別委員会の設置に伴い、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

特別会計予算審査特別委員会委員長に青木善明議員、同副委員長に津曲牧子議員が互選されました。

.....

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日は散会いたします。

なお、この後、午後1時より特別委員会を開催いたしますので、第3会議室にお集まりください。お疲れさまでした。

午前11時48分散会

.....